



令和6年以降に住宅ローン減税を受けるには省エネ性能が必須となります ～住宅ローン減税における省エネ性能の必須要件化について説明会を開催～

令和4年度税制改正により住宅ローン減税が改正され、令和6年1月以降に建築確認を受けて新築された住宅は、省エネ基準に適合することが住宅ローン減税の必須要件となります。

今般、6月16日(金)に説明会を開催し、住宅ローン減税における省エネ性能の必須要件化の概要や省エネ基準への適合の確認方法等についてご説明します。

1. 概要

- ・日時： 令和5年6月16日(金)17:00～17:40
- ・形式： オンライン説明会
- ・議事： ・住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化について
・住宅の省エネ基準への適合の確認方法について 等

2. 参加等

- 本説明会は、オンラインで参加いただけます。
- 参加を希望する場合は、令和5年6月13日(火)18:00までに、以下の回答フォームに必要事項を入力いただきますようお願いいたします。
- 会議システムの仕様により人数制限がございますので、上限に達した場合は先着順とします。参加可否や参加方法について6月15日(木)までにご連絡します。

<回答フォーム(説明会参加について)>

<https://forms.office.com/r/UxLEV4Sj7w>

<登録内容 ※すべて必須です。>

- ① 電子メールアドレス、② 所属先(報道関係の方は社名)、
- ③ 氏名、④ 氏名フリガナ、⑤ 電話番号

3. その他

- (参考)令和4年度税制改正における住宅ローン減税の延長等 報道発表
https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000172.html
- 説明時間に限りがあるため、本説明会当日は質疑応答の時間を設けませんが、後日、より詳細な説明資料や解説動画を以下のページに公表予定です。
<掲載ページ>
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

【問合せ先】

(本説明会の運営、住宅ローン減税における省エネ基準適合の必須要件化関係について)

住宅局住宅経済・法制課 保坂、日置、青柳、大塚
電話:03-5253-8111(内線 39-729、39-255)

(住宅の省エネ基準への適合の確認方法関係について)

住宅局参事官(建築企画) 齋藤
電話:03-5253-8111(内線 39-458)